

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（総務省）

令和2年 6月22日総行政第148号  
改正 令和2年 9月 8日総行政第329号  
改正 令和3年 3月10日総行政第30号  
改正 令和3年 4月15日総行応第85号  
改正 令和3年10月27日総行応第183号  
改正 令和3年12月27日総行応第220号  
改正 令和4年 6月 8日総行応第142号  
改正 令和4年11月24日総行応第281号  
改正 令和5年 6月19日総行政第92号

### （通則）

第1条 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号。以下「制度要綱」という。）に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### （交付額）

第2条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、制度要綱第7により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、地方公共団体が作成する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用に対し、制度要綱第4の規定により算出される地方公共団体ごとの交付限度額以内で交付する。

2 前項の場合において、特別区については、すべての特別区分を合算した額を都に交付し、各特別区への交付額については、市町村への交付額の算定方法に準じて、別途都が定め、交付するものとする。

### （交付申請）

- 第3条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付申請については、交付金の交付を受ける者（以下「交付申請者」という。）は、大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。
- 2 前項の交付金の交付申請をするに当たり、消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除される部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を交付対象経費から減額しなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
  - 3 前2項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

（交付決定）

- 第4条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に交付金の交付決定を行うものとする。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事は、交付申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行った上で、審査等の結果を報告するものとする。

（交付決定の通知）

- 第5条 大臣は、前条第1項の規定による交付金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定書により交付申請者に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事が通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第6条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付申請者は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第3による申請取下書を提出するものとする。
- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第3条第3項の規定を準用する。

(交付の条件)

第7条 交付申請者は、交付金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、適正化法第7条の規定に基づき、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(1) 事業費の額を変更するとき。ただし、事業費の額の20パーセント以内の額の減額及び入札による減額を除く。

(2) 交付対象事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 交付目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付申請者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(3) 事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を附した場合は、別記様式第5により都道府県知事に対して交付決定変更の通知をするものとする。

4 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事が通知するものとする。

5 交付申請者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第6による交付事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

6 都道府県知事は、交付対象事業の完了により交付申請者に相当の収益が生ずると認められた場合には、適正化法第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 交付金が基金（交付申請者が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業）であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、かつ、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認

められるものをいう。以下同じ。)の財源として設置する基金に充てる資金として大臣が交付する交付金をいう。以下同じ。)に該当する場合には、適正化法施行令第4条第1項の規定に基づき補助事業等の完了後においても従うべき事項は、適正化法施行令第4条第2項に基づき、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として大臣が別途定めるものを公表すべきこと。
- (2) 基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額及び基金事業等の実施状況を大臣に報告すべきこと。
- (3) 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、交付金の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

#### (遂行状況報告)

第8条 交付申請者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合には、速やかに別記様式第7による遂行状況報告書を提出するものとする。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事に提出するものとする。

#### (交付対象事業の遂行等の命令)

第9条 大臣は、交付対象事業が交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付申請者にその遂行を命ずることができる。

- 2 大臣は、交付申請者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 前2項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事は、交付対象事業の遂行及び一時停止を命ずることができる。

#### (実績報告)

第10条 交付申請者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日(交付対象事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。)から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度

の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に別記様式第8による実績報告書を提出して行うものとする。

- 2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合には、交付金の交付決定をした日の属する年度の翌年度の4月30日までに、年度終了の実績報告として別記様式第8による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書の適用を受けた交付申請者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該交付金における消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付対象経費から減額しなければならない。
- 4 第3条第2項ただし書の適用を受けた交付申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により当該交付金における消費税等仕入控除税額を減額して実績報告書を提出した場合には、当該減額した金額を控除した金額）を別記様式第9の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。
- 5 前4項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、第8条第2項の規定を準用する。

#### （交付金の額の確定等）

第11条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に別記様式第10による交付額確定通知書を通知するものとする。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事は交付対象事業に係る報告書等の審査等を行い、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式第10による交付額確定通知書を通知するとともに、大臣に別記様式第11による交付額確定報告書を提出するものとする。

#### （交付金の支払）

第12条 大臣は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 交付申請者は、前項本文の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第12による精算払請求書を、前項ただし書の規定により交付金の

支払を受けようとするときは別記様式第13による概算払請求書を総務省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県官署支出官に提出するものとし、第一項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは、都道府県官署支出官は別記様式第14による概算払報告書を総務省大臣官房会計課長に提出するものとする。

(是正のための措置)

第13条 大臣は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条の規定に基づき、交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事は適合させるための措置をとるべきことを交付申請者に対して命ずることができる。

(交付金の返還命令)

第14条 大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、交付申請者にその額の返還を命じなければならない。

- 2 前項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事が返還を命ずるものとする。

(交付金の返還の期限)

第15条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による交付金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては返還の命令に付した日とする。

(財産の処分の制限)

第16条 適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、交付対象事業のうち、単価50万円以上のものとする。

- 2 交付申請者は、交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第8条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第22条の規定に基づき、別記様式第15による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 前項の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、大臣は、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(交付金の経理)

第17条 交付申請者は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付対象事業の検査等)

第18条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、交付申請者に対して報告をさせ、又は総務省職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、別記様式第16による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事が交付対象事業の検査等を行うものとする。

(間接交付金交付の際に付す条件)

第19条 交付申請者は、交付対象事業を行う一部事務組合、広域連合その他の事業者（以下「間接交付金事業者」という。）に交付金を交付するときは、第6条から前条までに準ずる条件を付さなければならない。

- 2 交付申請者は、第16条第2項に準じて付した条件により間接交付金事業者が財産を処分する場合には、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。
- 3 交付申請者は、第16条第3項に準じて付した条件により間接交付金事業者から交付申請者に財産処分による納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。ただし、第19条の規定は、改正前の本交付要綱に基づき交付された交付金についても適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月28日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年9月20日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。